

宇都宮市文化財保存活用地域計画（素案）

令和6年7月

宇都宮市

目次

序章	1
1. 計画作成の背景と目的	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置付け	2
(1) 大綱	2
(2) 上位計画	3
(3) 関連計画	3
4. 計画対象	6
第1章 宇都宮市の概要	8
1. 自然的・地理的環境	8
(1) 地形・地質	8
(2) 気候	10
(3) 動植物	11
2. 社会的環境	13
(1) 人口等の推移	13
(2) 市域の変遷	16
(3) 市街地の密集度の推移	17
(4) 目指すまちづくり	18
(5) 交通機関	20
(6) 観光入込客数・宿泊者数	21
(7) 産業構造	22
(8) 大谷石産業	24
(9) 文化財展示施設・文化財保存管理施設	25
3. 歴史的背景	27
(1) 日本列島の成り立ちと大谷石層の形成	27
(2) 原始・古代の宇都宮	27
(3) 中世の宇都宮	28
(4) 近世城下町として繁栄した宇都宮	29
(5) 町から市へ 宇都宮市の誕生	30
(6) 都市の発達と文化振興の芽生え	31
(7) 新たな文化交流都市を目指して	33

第2章 宇都宮市の歴史文化資源の概要	34
1. 指定等文化財	34
(1) 指定等文化財	34
(2) 宇都宮市認定建造物制度	36
2. 未指定文化財	37
3. 関連する制度	38
(1) 日本遺産	38
(2) 宇都宮市民遺産（みや遺産）	39
4. 歴史文化資源の特徴	40
(1) 有形文化財	40
(2) 無形文化財	42
(3) 民俗文化財	43
(4) 記念物	43
(5) 文化的景観	44
(6) 伝統的建造物群	45
(7) 埋蔵文化財	45
(8) 文化財の保存技術	45
(9) その他	45
第3章 宇都宮市の歴史文化の特徴	46
1. 歴史文化の特徴の抽出	46
2. 歴史文化の特徴の概要	47
(1) 今も昔も住みやすい関東平野の里山都市 うつのみや	47
(2) 文武に秀でた宇都宮氏の本拠地 うつのみや	48
(3) 2つの街道の追分、水運の鬼怒川 人・物・情報の交流拠点 うつのみや	49
(4) 古代から現代まで 大谷石がつくり繫いだ石のまち うつのみや	50
(5) 古代国家を支えた下毛野氏基盤の地 うつのみや	51
(6) 徳川将軍も泊まった華やかな城下町 うつのみや	52
(7) 二度の戦災をたくましく生き抜いたまち うつのみや	53
(8) 農村に生きた人々が築いた文化豊かな田園の地 うつのみや	54

第4章 宇都宮市の歴史文化資源の保存・活用に関する現状	55
1. 歴史文化資源に関する既往の把握調査	55
(1) 埋蔵文化財調査	55
(2) 課題別一斉調査	58
(3) その他の調査	60
2. 歴史文化資源に関する取組	62
(1) 行政の取組	62
(2) 民間の取組	64
3. 歴史文化資源に関するアンケート調査の概要	69
(1) 体制	70
(2) 活動	70
(3) 財務	70
(4) 施設	70
第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する理念・基本方針	71
1. 基本理念	71
2. 基本方針	72
基本方針1 歴史文化資源の価値を調べる, 引き出す, 守り伝える	72
基本方針2 歴史文化の魅力学ぶ, 知る, 地域振興に活かす	72
基本方針3 保存・活用の多様な主体の参画を促進する	72
第6章 歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針	73
1. 歴史文化資源の保存・活用に関する課題	73
(1) 調べ, 引き出し, 守り伝えるための課題	73
(2) 学び, 知り, 地域振興に活かすための課題	75
(3) 多様な主体の参画を促進するための課題	75
2. 歴史文化資源の保存・活用に関する方針	75
(1) 調べ, 引き出し, 守り伝えるための方針	75
(2) 学び, 知り, 地域振興に活かすための方針	76
(3) 多様な主体の参画を促進するための方針	76

第7章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置	77
(1) 調べ, 引き出し, 守り伝えるための措置	77
(2) 学び, 知り, 地域振興に活かすための措置	81
(3) 多様な主体の参画を促進するための措置	82
第8章 歴史文化保存活用エリア	85
1. 歴史文化保存活用エリアの設定	85
2. 歴史文化保存活用エリア	86
(1) 市街地中心部エリア	86
(2) 大谷エリア	88
(3) 街道沿いエリア	91
(4) 鬼怒川沿いエリア	94
(5) 姿川・田川南部エリア	97
(6) 北部山地エリア	99
(7) 宇都宮丘陵エリア	101
第9章 歴史文化資源の保存・活用に関する体制	104
1. 計画の推進体制	104
2. 歴史文化資源の防災・防犯に関する体制	106
3. 計画の進捗管理と自己評価	107
資料編	1
1. アンケート	1

序章

1. 計画作成の背景と目的

宇都宮市(以下、本市)は、中心市街地に鎮座する二荒山神社と、中世宇都宮氏から始まる宇都宮城を中心に、いつの時代も交通の要衝にあって人・物・情報の交流拠点として繁栄してきた。また、大谷石奇岩群と採石産業の営みによる独特な景観が文化的にも貴重とされ、観光資源としても新たな活用が模索されている。農村部には多くの天棚・屋台が残り、天祭・獅子舞など地域に息づく伝統行事が今も継承されるなど、自然環境と人々の営みによって、多様な歴史文化が培われてきた。

市内に所在するこれらの豊かな文化財について、現状や課題を整理し、保存・活用の方針を定めた「宇都宮市歴史文化基本構想」が、2017(平成 29)年度に策定された。

しかし、ICTなど最先端技術の進化、更には気候変動による異常気象や少子高齢化による担い手不足など、本市の文化財を取り巻く環境は変化している。また、2018(平成 30)年度には、文化財保護法の改正により、文化財保存活用地域計画の作成が法制化されるなど、地域の文化財の保存・活用を計画的、継続的に取り組む必要が出てきた。

上記の社会状況の変化等を踏まえ、宇都宮市歴史文化基本構想の理念である「みんなであらゆる歴史文化の息づく交流都市 宇都宮」の実現を目指し、本市では、地域の風土や人々の生活から形成されてきた文化財の保存・活用をより一層推進するため、「宇都宮市文化財保存活用地域計画」(以下、本計画)を作成することとなった。

2. 計画期間

本計画の上位に位置づく宇都宮市歴史文化基本構想は、2017(平成 29)年度～2036(令和 18)年度の 20 年間を目標期間としており、2025(令和 7)年度時点で残り 12 年間である。本計画は、上記構想を2期に分けて実現するアクションプランとし、第1期の計画期間は、2025(令和 7)年度～2030(令和 12)年度の6年間とする。

なお、第1期計画(本計画)の認定後、社会情勢や本市の文化財を取り巻く状況に変化が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うこととする。見直しの結果、計画に対して軽微な変更を行う場合は、栃木県及び文化庁へ情報提供を行い、「計画期間の変更」、「市の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う場合は、文化庁長官による変更の認定を受けるものとする。

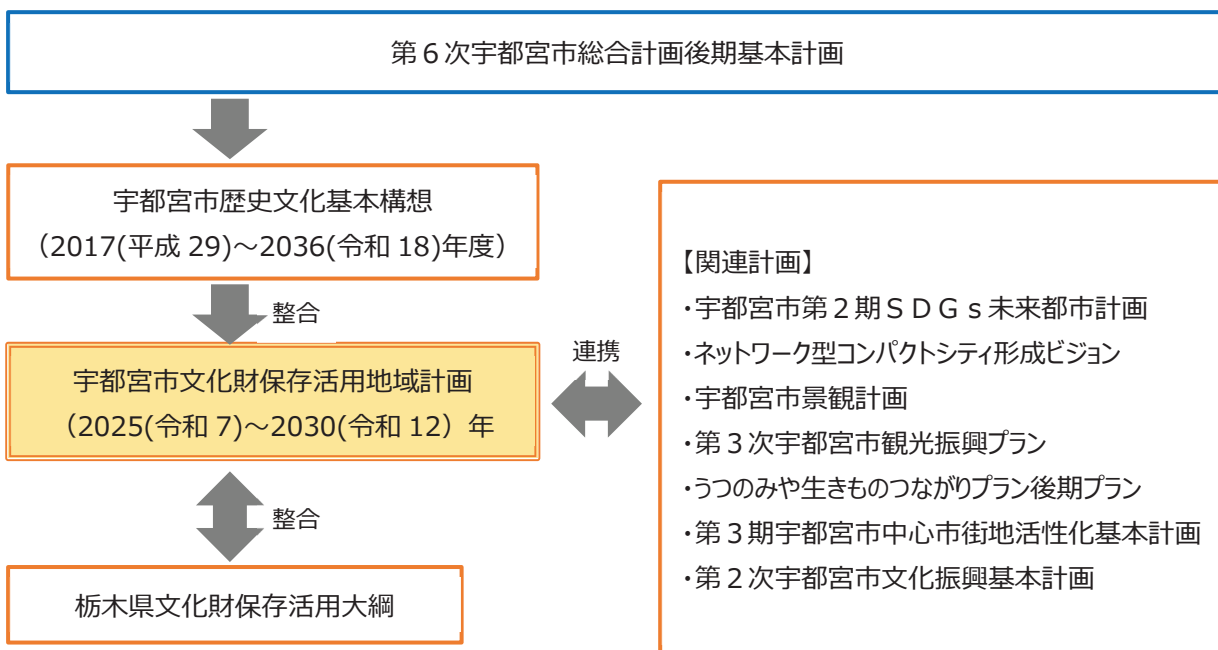
■ 計画期間

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
歴史文化基本構想	← 目標期間 : 2017 (平成 29) 年度～2036 (令和 18) 年度 →																			
文化財保存活用地域計画									← 本計画 2025(令和 7)年度～ 2030(令和 12)年度 →						← 次期計画 2031(令和 13)年度～ 2036(令和 18)年度 →					

3. 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第 183 条の3に基づき、宇都宮市歴史文化基本構想を実現するためのアクションプランとして、第6次宇都宮市総合計画後期基本計画や市内の関連計画、栃木県文化財保存活用大綱との整合・連携を図り、文化財の保存・活用の具体的な方策について記載する。

■地域計画の位置付け



大綱及び各上位・関連計画の概要について、本計画に関わる部分を以下に記載する。

(1) 大綱

栃木県文化財保存活用大綱 2021(令和3)年2月

文化財保護法改正により、栃木県において、文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、県や市町、県民など地域全体で連携・協力しながら相互に矛盾なく同じ方針のもとで文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤とするため策定された。

今後目指すべき方向性を「文化財への理解と地域の歴史・文化への愛着と誇りの醸成」、「『わたしたちの宝』としての認識」、「文化財を受け継いでいく子どもたちの育成」、「分野を越えた横断的な連携と、地域づくりと一体となった保護活動」、「ハードとソフト両面からのアプローチ」とし、その実現のため、県が行う文化財の保存と市町への支援方針を掲げている。また、文化財の保存・活用に関する基本的な方針において、有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的なまとまりとして捉えるとともに、自然環境や景観、文化財を支える人々の活動や技術、文化財に関する資料や伝承など、文化財と一体性・関連性をもつ周辺環境も含めて保存・活用が推進できるよう取り組んでいく。

(2) 上位計画

①第6次宇都宮市総合計画後期基本計画 2023(令和5)年3月

【計画期間:2018(平成30)年度～2027(令和9)年度】

本市では、2018(平成30)年3月に「第6次宇都宮市総合計画」を策定し、基本構想に定めた2050年の「将来のうつのみや像(都市像)」である「輝く人の和 つながるまちの環 魅力と夢の輪 うつのみや」の実現に向けて、各施策・事業に取り組んでいる。基本計画の改定に当たっては、これらの社会経済環境の変化やこれまでの政策・施策の達成状況をはじめとする本市の現状を的確に捉えながら、より効果的・効率的な政策・施策を構築することで、基本構想に掲げる「将来のうつのみや像(都市像)」の実現に向けて更なる取組の推進を図る。

「第2部第4章分野別」の「政策8 地域資源を守り、活用した賑わいと活力のある社会の実現」では、宇都宮文化の継承・発信と歴史文化資源を活かした地域の活性化の方針を掲げている。本市では、歴史文化資源の価値を継承し、魅力を創出するとともに、歴史文化資源を活かした地域活性化に取り組んでいる。

②宇都宮市歴史文化基本構想 2018(平成30)年1月

【計画の目標期間:2017(平成29)年度～2036(令和18)年度】

市内に所在する歴史文化資源を指定・未指定に関わらず幅広く捉え、その周辺環境までを含めて、総合的に保存・活用するための考え方や方針をまとめ、将来にわたり地域固有の歴史文化を守るとともに、これらを活かしたまちづくりを進めていくため策定した。

基本理念を「みんなでつなぐ 歴史文化の息づく交流都市 宇都宮～郷土の歴史を理解し、誇りをもって守り・活かし、みんなの力で未来につなごう～」とし、「1 歴史文化資源の価値を調べる、引き出す、守り伝える」、「2 歴史文化の魅力を学ぶ、知る。地域振興に活かす」、「3 保存活用の多様な主体の参画を促進する」の3つの基本方針を定めている。また、多様な主体による保存・活用の実現を掲げ、都市全体で歴史文化を保存・活用していくことが望まれる。

(3) 関連計画

①宇都宮市第2期SDGs未来都市計画 2022(令和4)年3月

【計画期間:2022(令和4)年度～2024(令和6)年度】

本市において、人口減少、超高齢社会の急速な進行や、全国的な潮流である脱炭素社会の構築の加速化など、これまで以上にSDGsの達成に貢献していく必要があることから策定された。

将来ビジョンにおいては、2018(平成30)年には大谷石文化が日本遺産に認定され、歴史文化の様々な形で注目が高まっている実態に伴い、先人から受け継いだ歴史や文化などの魅力ある地域の資源を活用しながら、まちの活気や賑わい、本市に対する愛着を更に高めていくことが求められている。また、自治体SDGsの推進に資する取組みとし、小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒が、総合的な学習の時間の中で「宇都宮学」を学習しており、郷土宇都宮の歴史や伝統文化、産業などについて体系的な学習が掲げられている。

②ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン 2015(平成27)年2月

【計画期間:2050(令和32)年までの見通し】

本市のまちづくりに当たっては、少子、超高齢社会、人口減少時代の到来や、地球環境問題の深刻化、さらには、都市の顔である中心市街地の活力の低下など、本市を取り巻くさまざまな問題対応するため、市民の「生活の質の向上」を基本として、公共投資と民間の経済活動を組み合わせることによって、「ネットワーク型コンパクトシティ(連携・集約型都市)」を長期的に形成していく。

「第Ⅲ章 将来の都市形成の方針」においては、市北西部の「古賀志地域」や「道の駅うつのみやろまんちっく村」を含む、「大谷周辺地域」を「観光拠点」とし、地域資源、歴史や伝統・文化を生かした特色ある地域空間を創出ことが定められている。また、「第Ⅳ章 『ネットワーク型コンパクトシティ』形成に向けた施策の体系」においては、交流人口を増加させるため、歴史・文化施設の整備と各施設の有効活用及びネットワーク化の推進など措置が促進されている。

③宇都宮市景観計画 2019(平成31)年3月改定

【計画期間:2019(平成31)年度～2028(令和10)年度】

本市の景観をより美しく守り、育て、創るため策定された。宇都宮らしい景観を形成するため、景観に関心を持ち、景観形成に積極的な関わりを持つ市民や、事業活動に際して景観形成に努める事業者、景観形成に係る施策を実施する行政、それぞれの役割のもと、相互に連携・協働して、良好な景観の形成に取り組んでいく。

都市景観形成においては、5つの方針が定められ、そのうち、「3 風格ある歴史文化景観の保全・活用・創出」により、歴史・文化的資源を都市空間にとどめ、景観資源、観光資源として活用し、本市ならではの魅力的な景観の形成を推進する。宇都宮らしい、深みのある景観を形成するためには、二荒の杜の風致や、商家・町屋、大谷石建築物などの歴史的建造物、さらには、城下町の風情が残る小幡・清住地区や、宿場町の趣きが残る白沢宿、日光街道の並木など、旧街道沿いなどにある街並みを保全するとともに、市内に点在している歴史的資源を活かした、風格ある歴史文化景観の形成に努める。

④第3次宇都宮市観光振興プラン 2023(令和5)年2月

【計画期間:2023(令和5)年度～2027(令和9)年度】

本計画は、「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画で、政策の柱「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けてに位置づけられるものであり、官民一体となって総合的・戦略的に本市観光の振興を推進するための計画である。市が目指すスーパースマートシティを構成する「地域経済循環社会」の実現に向け、社会経済や本市観光を取り巻く環境の変化に的確に対応した観光振興策を明確化し、市や関係団体、観光事業者等が連携・協力しながら観光振興を計画的に推進することを目的に策定した。

プランでは市の「目指すべき観光都市像、基本戦略」の一つとして、市北西部に位置する大谷の更なる魅力の創出を掲げている。日本遺産に認定されている大谷石文化を活用することで、歴史文化資源の観光活用や効果的な情報発信を行うなど、文化の継承とともに観光振興を図ることとしている。

⑤うつのみや生きものつながりプラン後期プラン 2021(令和3)年3月

【計画期間:2021(令和3)年度～2025(令和7)年度】

生物多様性の恵みを持続的に享受するため、本市の環境特性を捉えた生物多様性保全の考え方を示し、さらなる取組を推進していくため、2016(平成28)年3月に本プランを策定した。2020(令和2)年度は本プランの期間の中間年次にあたり、今後も総合的に生物多様性の取組を推進するためには、外来種の移入や気候変動など、本市を取り巻く自然環境の変化やSDGsをはじめとした社会潮流を踏まえた改定が必要であり、これまでの取組評価やアンケートによる意識調査の結果などの検証もふまえて後期プランを策定した。

本市に生息する生きもの確認種数のうち重要種は109科189種に及び、そのなかには文化財保護法により定められた天然記念物・特別天然記念物が含まれている。本市を特徴づける生き物としては、鬼怒川の河畔林に生息しているクロコムラサキ、長岡湿地や戸祭山に生息するトウキョウサンショウウオ、森林公園の沢に生息するムカシトンボなどが挙げられ、いずれも市の天然記念物に指定されている。

本プランでは生物多様性を守るための具体的な施策として、天然記念物の保全を継続して行っていくとしている。

⑥第3期宇都宮市中心市街地活性化基本計画 2020(令和2)年3月

【計画期間:2020(令和2)年4月～2024(令和6)年3月】

「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画で、LRTの導入も見据えた今後10年先のまちの将来を見通しながら、より一層の活力と魅力ある中心市街地の形成を図るために策定した。計画区域設定にあたっては日本遺産に認定された大谷石文化も最大限に活用した魅力づくりや回遊性の向上を図るため、日本遺産の構成文化財であるカトリック松が峰教会を含むエリアを新たに追加している。カトリック松が峰教会を含むエリアの追加からも分かる通り、中心市街地を取り巻く環境の変化の1つに2018(平成30)年における大谷石文化の日本遺産認定があり、今後の中心市街地活性化の取組方針として日本遺産の構成文化財等をはじめとする地域資源や低・未利用地等の最大限の活用を図りながら、街なか独自の個性や価値を向上させるまちづくりを掲げている。具体的には歴史的建造物保存・利活用事業として大谷石蔵等の保存・利活用に向けたマッチングを支援する「石蔵バンク」を運営、日本遺産の構成文化財を活用した賑わいスポットの創出と回遊性の向上、宇都宮市文化財ボランティア協議会による宇都宮城址公園やカトリック松が峰教会等の解説・案内などを「魅力向上事業」として進めていくとしている。

⑦第2次宇都宮市文化振興基本計画 2016(平成28)年3月

【計画期間:2016(平成28)年度～2025(令和7)年度】

文化芸術振興基本法、文化財保護法等関連法令を踏まえたもので、第5次宇都宮市総合計画基本計画に掲げる分野別計画にあたる。本市では、豊かな文化資源を活用し郷土理解・郷土愛を育み、全市民が宇都宮市民としての誇りを持ち、文化施策を総合的・計画的に推進するため、2006(平成18)年3月に「宇都宮市文化振興基本計画」を策定し計画を推進してきた。その後、2011(平成23)年3月の改訂版を経て、前計画の評価と文化を取り巻く環境と市民ニーズの変化を踏まえ、市民が宇都宮ならではの貴重な文化に気づき、誇りと愛着を感じ、豊かに暮らすことができる社会の実現するために策定した。

本計画の基本方針Ⅲ「宇都宮文化の創造・継承の推進」では、市の歴史を構成する文化財や景観を再発見・再評価し後世に保存・継承することの必要性を述べ、歴史・文化を評価・創出を推進する施策として史跡等の整備推進や日本遺産認定に向けた取り組み、宇都宮市民遺産認定制度の創出を掲げている。宇都宮文化を保存・継承を推進するものとしては、多気城跡保存に向けた調査や史跡・名勝・天然記念物等の保存など文化財の保存・継承、歴史的建造物の保存・活用による景観保存の促進なども掲げている。

基本方針Ⅳ「文化を活用したまちづくりの推進」では、文化財や文化遺産などを巡れる観光ルートを創出と集客、大谷の特異な景観を活かした観光振興など、文化財の保存だけではなく観光資源としての活用も踏まえた地域の魅力づくりの推進を図るとしている。

4. 計画対象

地域計画の対象である「文化財」は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産を指し、指定・未指定に拘らない。しかし、従前の「文化財」というワードでは、指定文化財を想起してしまいがちなことから、本市では、「文化財」をより広い視点で捉えるため、宇都宮市歴史文化基本構想において「歴史文化資源」というワードを用いた。本計画でも、同じワードを用い、この「歴史文化資源」を計画対象とする。

■「歴史文化資源」の定義

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により
形成されてきたモノやヒト、コトで、市民共有の価値を有するもの

宇都宮市歴史文化基本構想では、本市に所在する歴史文化資源を幅広く網羅的に捉えるため、各種資源を「空間資源」と「生活資源」により構成されるものとして捉え、下記のような枠組みを念頭に収集した。

■宇都宮市歴史文化基本構想における「歴史文化資源」の総合的把握の方針

空間資源	不動産として土地に根を下ろして動かないモノやコト 地図上で確認できるもの
自然的空間要素 歴史的空間要素	地形・河川・植生など自然の営みによって形成されたもの 道・建造物など人類の営みによって形成されたもの
生活資源	空間資源を舞台として展開するもので、人の営みによって生じる 動産であるモノや目に見えない無形のコトなど
ヒト、生き物	ヒトや生き物に関する要素
コト（無形要素）	目に見えないコトに関する要素
モノ（有形要素）	目に見えるモノに関する要素
記録・情報（情報要素）	情報として価値が認められる要素

本計画では、構想のアクションプランとして計画対象を明確にするため、文化財保護法に規定された文化財の6類型(有形文化財, 無形文化財, 民俗文化財, 記念物, 文化的景観, 伝統的建造物群)と埋蔵文化財, 文化財の保存技術の定義に合わせて歴史文化資源を構想時の分類から再分類し, 6類型と埋蔵文化財, 文化財の保存技術の定義に当てはまらない歴史文化資源は, その他として整理する。

■本計画における「歴史文化資源」の分類

区 分	種 別	
有形文化財	建造物	
	美術工芸品	絵画
		彫刻
		工芸品
		書跡
		典籍
		古文書
		考古資料
歴史資料		
無形文化財	演劇・音楽・工芸技術等	
民俗文化財	有形の民俗文化財	
	無形の民俗文化財	
記念物	遺跡	
	名勝地	
	動物・植物・地質鉱物	
文化的景観	—	
伝統的建造物群	—	
埋蔵文化財	—	
文化財の保存技術	—	
その他	—	